

◇ 確定申告で税金が戻る人

Q : サラリーマンでも確定申告をすると税金が戻ってくる場合があるそうですが、どのような場合ですか。

A : 雑損控除・医療費控除など年末調整では受けられない控除を受けようとする場合や、退職して再就職していない場合などです。

【解説】

通常、給与所得者は年末調整で税額が確定しますが、次のような人は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

- ① 災害・盗難・横領により住宅や家財について損失を受けたため雑損控除を受ける人
- ② 本人や家族について支払った医療費が10万円を超えるため医療費控除を受ける人
- ③ 配当所得があるため配当控除を受ける人
- ④ ローンでマイホームの取得・増改築等をしたため新たに住宅ローン減税を受ける人
- ⑤ 国・政党・NPO法人などに寄附をしたため寄附金控除を受ける人
- ⑥ 年途中で退職し、再就職していないため年末調整を受けていない人で、源泉徴収税額が過納になっている人
- ⑦ 退職の際に退職所得の受給に関する申告書を提出しなかったため20%の税率で源泉徴収された人で、その税額が退職所得控除を適用して求めた税額を超えている人
- ⑧ 特定支出（通勤・転任・研修・資格取得等の費用で一定の要件を満たすもの）があるため給与所得の特定支出控除を受ける人

